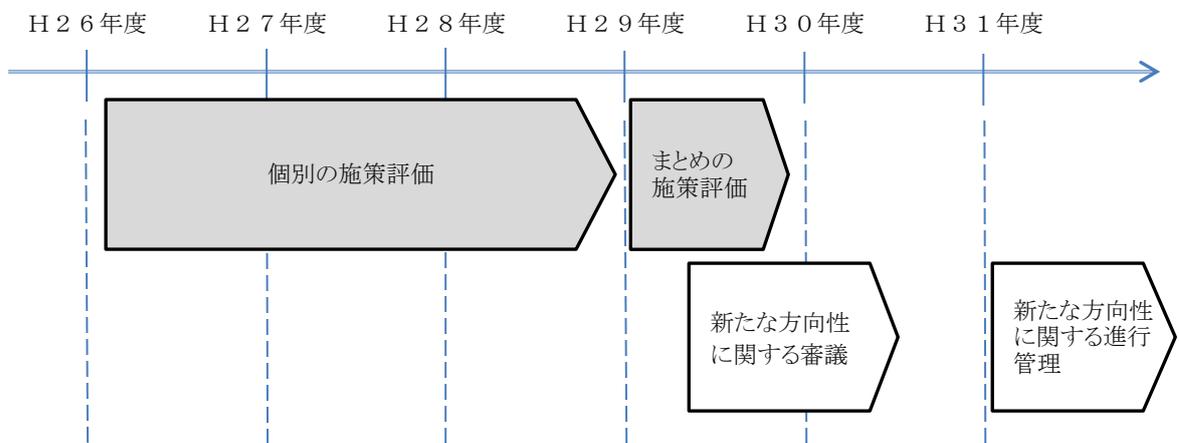


総合計画審議会における施策評価（二次評価）について《報告》

■ 平成26年度以降の施策評価の進め方について

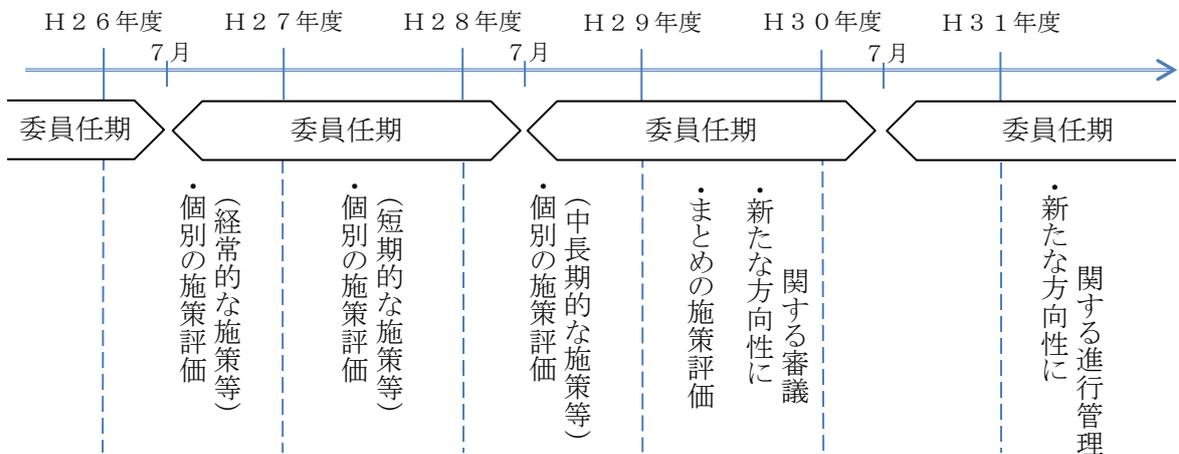
- ・平成26年度から後期基本計画が始まっている中では、今後の施策展開に具体的な反映ができるような施策評価を実施する。
- ・平成26年度には継続的又は経常的な施策を、平成27年度には短期間に効果の現れやすい施策を、平成28年度には効果を生み出すまでに時間を要する施策を対象とすることを基本に、各施策の評価を行う。
- ・また、平成26年度から28年度までの3力年の評価対象については、特に審議会からの意見を求めたいと所管部が望む施策の庁内募集も行う。
- ・平成26年度から28年度までの3力年における施策評価の実施状況を踏まえ、平成29年度にまとめの施策評価を行い、新たな方向性の策定に繋げる。

《総合計画審議会の活動内容》



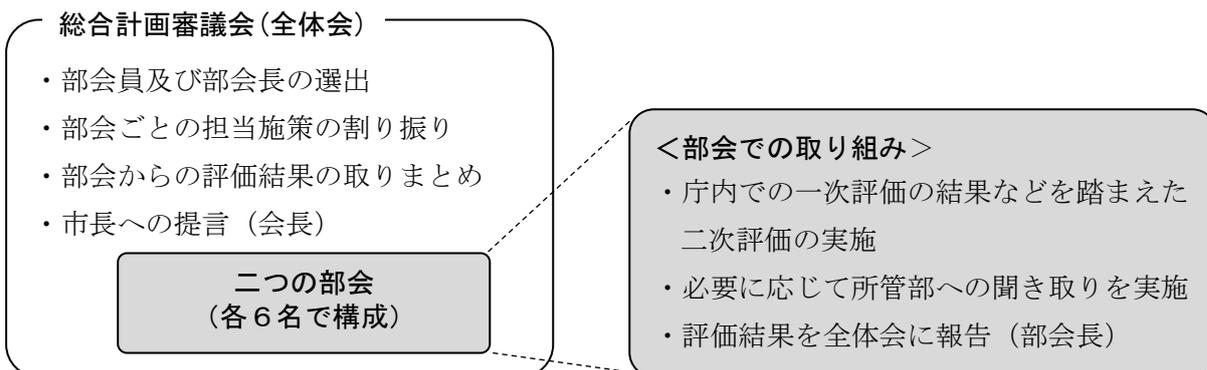
■ 総合計画審議会委員の任期について

- ・平成29年度における後期基本計画のまとめの施策評価と、その後の新たな方向性に関する審議については、同一の委員構成での実施としたい。そのため、委員任期は現行どおり2年のままとし、平成26年7月に次期改選を予定する。



■ 総合計画審議会での施策評価（二次評価）の手法について

- ① 総合計画審議会の内部に、具体的な評価作業を行う二つの部会を設置する。
- ② 委員の構成は各6名とし、構成する委員は同一年度内の変更を原則行わない。
- ③ 各部会が担当する施策の分担は、個別目標のレベルで関連性の高いものをそれぞれ3施策（所管部から提案された施策を含む）程度ずつ全体会で割り振る。
- ④ 部会の開催にあたっては、もう一方の部会に属する委員の任意での参加を妨げない。
- ⑤ 各部会における審議経過などについては、随時、情報共有を図る。
- ⑥ 部会における最終的な評価結果については、部会長から全体会へ報告を行う。
- ⑦ 全体会では各部会からの報告を取りまとめうえで、会長が市長への提言を行う。



一年間の流れ

